

近世前期道頓堀の開発過程―新出文書の検討から―

八木 滋

要旨 近世都市大坂の南端にあたる道頓堀川は元和元年（一六一五）に完成し、間もなくその両側に町家が開発された。最近、開発に関わった安井家の一族の子孫のお宅から近世前期の水帳など土地関係の文書などが新たに発見された。これらの史料をもとに道頓堀とその周辺地域の開発過程を再検討した。開発当初は南北兩岸二八町にわたる土地が開発されたが、東西両端を中心に明屋敷が多くなり、これらの土地は年貢地となった。寛永末年頃（一六四〇年頃）から年貢地の再開発がはじまった。再開発には、開発者の安井家や平野家のほか、西高津村や上難波村の有力者などが関わった。一六五〇年代には西道頓堀南側を除いて開発が終わったようである。また、延宝七年（一六七九）の水帳作成までに道頓堀裏町などと島之内の各町との町域の再編が行われ、安井家が特別な権限を有する「川八町」の範囲も確定したようである。道頓堀とその周辺の各町は、それぞれ独自の開発の経緯をたどって開発されていったのである。

はじめに

大坂の道頓堀は、慶長一七年（一六一二）に、平野藤次・成安道頓・安井治兵衛・安井九兵衛（道卜）⁽¹⁾の四人が道頓堀川（当時の呼称は「南堀河」）の開削を開始し、大坂の陣後の元和元年（一六一五）に完成させ、川の両側の東西二八町・幅八〇間の間に町家が建てられ開発されたとされる⁽²⁾。この道頓堀の開発については、おもに内田九州男⁽³⁾と塚田孝⁽⁴⁾の研究が

ある。内田は、道頓堀は安井や平野らの自己資金で開発されたあと、町名の由来になった者に譲渡され、彼らが町立して各町の年寄になったと想定している。また、西道頓堀北側の開発は、明屋敷の開発が進まなかったため幕府に一旦没収された屋敷地が再び安井九兵衛・平野次郎兵衛⁽⁵⁾・上難波孫兵衛などに下賜されて開発されたものだとしている。一方、塚田は、「明暦元年北南道頓堀水帳」⁽⁶⁾を詳細に分析して、安井九兵衛らのイニシアチブで町屋敷が開発され、そこに定着した家持の中から各町内の下年寄

となる者が現れたという見解を提示している。また、西道頓堀南側の請所についても分析を加えている。

二〇一二年に大阪歴史博物館に寄託された遠藤亮平氏・安井洋一氏所蔵文書(以下、『遠藤・安井氏所蔵安井家文書』)は、大阪歴史博物館所蔵の「大坂三郷南組惣年寄安井家文書」(以下『安井家文書』)と伝来を同じくする文書群だと考えられる。そのなかにはこれまで知られていなかった道頓堀の一七世紀の水帳など土地関係史料が多く含まれ、道頓堀の開発過程とその展開について、従来の研究の再検討を迫る内容をもっている。そこで本稿では、「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」の分析により、近世前期の道頓堀の開発過程の概要を素描することを目的とする。なお、別稿^②で、同じく「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」等の分析により、道頓堀の特徴である芝居地(町)の形成過程について検討している。本稿の内容と重複する部分もあり、相互補完的な内容となつているので、本稿との併読をお願いしたい。

一、一七世紀前半の開発過程

1. 元和期の状況

まず、「道頓堀川屋敷」^③と題した堅帳からみていこう。表紙には元和七年(一六二二)九月晦日の日付があり、「道頓堀川屋敷」と記されている。末尾には、同年一〇月二〇日とあり、井上藤右衛門・岡部九郎右衛門・工藤二郎右衛門・細谷弥吉の四名の名前があるが、印はない。井上ら四名は、大坂町奉行所の役人であろう。内容は、一九一筆の屋敷について、表・裏の間数と名請人(所持者)が書き上げられており、道頓堀川沿いの町屋敷の

水帳と言えるものである。一九一筆の間口の合計は、一六九七間半と九尺二八・三町(約一六九九間)となっている。

この記載内容を、後述の各町の明暦元年(一六五五)水帳^④の内容と比較すると、間数の並びが一致するところが随所にあり、推定も合わせて照合したのが後掲【別表】である。「道頓堀川屋敷」の記載順に1〜191と番号を付けると、1は道頓堀川南側の東端(後の高津五右衛門町の東端)から始まり、西に進んで、少なくとも91までは南側(後の樋屋敷→湊町)だと考えられる。裏行は93〜108を除いて二〇間で、93〜108までは一五間となっている。少なくとも115は北側(後の宗右衛門町→釜屋町)だと考えられ、そこから東に進んで、最後の191は北側東端の東横堀川沿い(後の大和町の東端)であると考えられる。そこで問題は西道頓堀のどこで折り返しているかである。裏行が一五間である屋敷の最後の108と次の109の間で折り返しているとする、北岸の表間口の総計は八四〇間二尺となり、南岸は八五七間半と七尺(約八五八間半)となる。八四〇間でちょうど一四町なので、片側一四町ずつ、南北合わせて約二八町を開発したことになる。南岸は東横堀川の川幅(二〇間程度か)の分だけ東に屋敷が延びている(約一八間半)と考えれば、南北同じところまで開発したとして矛盾はないだろう。そうすると、西横堀川から西へ二九〇間ほど行ったところまで開発したことになる。道が間に挟まっているので、正確ではないが、後の幸橋あたり、町では徳寿町(北側)あたりまでが開発されたのではないだろうか。

右の推定に基づいて、後の町域ごとに総間口と一屋敷あたりの平均間口をまとめたのが【表①】である。南側では、東の高津五右衛門町・立慶町で平均が一〇間を超え、中心部の吉左衛門町・九郎右衛門町・木津組は平均五間前後になっている。北側では東西の端の大和町と久左衛門町より以

【表①】元和7年の「町」ごとの間口数

南側	表口(間)	軒数	平均(間)
高津五右衛門町	82.0	8	10.3
立慶町	208.5	20	10.4
吉左衛門町	85.0	18	4.7
九郎右衛門町	168.0	36	4.7
木津組	315.0	26	12.1
	858.5	108	7.9

北側	表口(間)	軒数	平均(間)
大和町	127.0	10	12.7
宗右衛門町	250.5	30	8.4
久左衛門町	171.0	27	6.3
久左衛門町以西	291.5	16	18.2
	840.0	83	10.1

南北計	表口(間)	軒数	平均(間)
	1698.5	191	8.9

*木津組と久左衛門町以西の振り分けは推定
*間数合計の端数は省略

西(西道頓堀)で平均が一二〜一八間と大きく、中心部の宗右衛門町・久左衛門町では平均六〜八間となっている。後述のように東西の端で家の建たない明屋敷が多くなって

いる。そのことから、表間口が五間前後の屋敷は実際に町家が建っていた一方、表間口の大きな屋敷は大きな単位で分譲されたが、家の建たないままになっていたのではないかと考えられる。

これと同時期の水帳(検地帳)がもう一冊ある。「道頓堀ノ北裏町九兵衛・次郎兵衛町屋敷御検地帳」⁽¹⁰⁾で、表紙に元和七年九月二二日とある。末尾は「道頓堀川屋敷」と同様に同年一〇月二二日の日付と井上ら四名の名前がある。名前の下に「判」と書かれており写しである。内容は五筆一九六間半(裏は九〇二〇間)の土地の書上げで、名請人はいずれも「九兵衛」「二

元和九年(一六二三)にも「道頓堀川屋敷」と同様の帳面が作成された。「道

頓堀川やしき間敷之帳」⁽¹²⁾で、元和九年正月の日付がある。内容は、一八八筆の屋敷の表・裏・反別・名請人が記載されている。配列は元和七年の「道頓堀川屋敷」と同じであるが、93・96・109の三筆(いずれも名請人は九兵衛・次郎兵衛)の記載が飛んでいる。また、一一筆(28・99・105・112・119・122・123・183・184・185・190)に「明やしき」との注記がある。これらの屋敷はいずれも東西の端の方の屋敷で、明屋敷となったのだろう。

また、南側の29のところに「是より境くみ」、47に「是まで境くみ 是よりしをやくみ」、83に「是よりきつくみ」、北岸の125に「庄兵衛分」、145に「是より善兵衛分」とある。28と29の間は、後の立慶町と吉左衛門町の町境、46と47の間は吉左衛門町と九郎右衛門町の町境、82と83の間は九郎右衛門町と木津組の町境となっている。吉左衛門町の名は、年寄塚屋吉左衛門に由来すると考えられる。九郎右衛門町も塩屋九郎右衛門の名に由来し、塩屋町と呼ばれていた時期もあったようだ⁽¹³⁾。すなわち、南側では、後の「町」につながる境界がすでにあり、「組」という名の「町」に近似するようなまとまりがあったと推定される。また、「境組」「塩屋組」「木津組」という呼称から、塩屋といった同族団や木津村といった出身地域ごとのまとまりである可能性もあり、開発主体の性格、手法を考える上でも重要な論点となるであろう。

一方北岸は、124と125の間もしくは123・124が西横堀川だと考えられるので、125より東は後の久左衛門町となる。しかし、144と145は後の町境ではない。庄兵衛は125と144の間の139に屋敷を所持している。また、善兵衛も145より後(東)の157に屋敷を所持している。おそらく庄兵衛や善兵衛は該当区域の下年寄的な役割を果たしていたのではないかと推測される。しかし、それは固定的なものではなく、後の町に継承されていない。

このように、元和七年までに道頓堀川沿いの南北両岸合わせて二八間余と裏町が一旦町屋敷として開発されたものと考えられる。開発者の安井九兵衛と平野次郎兵衛がそれぞれの屋敷の名請人に分譲したものと考えられる。その売却代金で土地の開発費用を賄い、利益を得たのではないかと思われる。それが彼らの開発の原則であったのである。九兵衛や次郎兵衛の個人の名前になっているところはそれぞれの所持する屋敷である。連名の屋敷は東西両端にあり、その大半は分譲できなかった大きな区画を、二人の名義のままにしておいたものではないだろうか。このように、すべての屋敷に町家が建ったわけではなく、東西両端では明屋敷となっていたところも多かった。一方、中心部で町家の建っていた所では、「町」的なまとまりがあったことがうかがえる。さらに、南岸では同族団や特定地域の住民にまとめて分譲した可能性もある。これに対し、北岸では個別の人に分譲していったのではないだろうか。

2. 明屋敷の年貢地化

では、明屋敷は、その後どうなっていたのであろうか。

貞享四(一六八七)年三月二四日に南組惣年寄安井九兵衛(註)が出した「大坂天満町中先年御年貢地ニ而御座候処、地子銀御赦免無年貢地ニ被仰付候様子書付差上候覚」(「安井九兵衛書上」)⁽¹⁵⁾に、「其以前より町々内明屋敷野畑御年貢地、又ハ不繁昌ニ而家を立候儀不罷成候所、越前守様因幡守様御代被召上、御年貢地ニ罷成候、鈴木三郎九郎様江御年貢上納仕候」とある。「其」とは、寛永一一年(一六三四)の地子免除のことである。寛永一一年の地子免除以前から明屋敷が年貢地になり、幕領代官鈴木三郎九郎に年貢を納めるようになった、というのである。「町々内明屋敷野畑御年貢地」

【表②】幕領代官鈴木三郎九郎支配の年貢地になった土地

表	裏	町	反	畝	歩	
50	20		3	3	10	日本橋より東、北かわ
93	20		6	2		同所東かわ
93	20		6	2		南輪ノ東
10	20		6		20	橋之筋丹後殿屋敷
24.5	20		1	3		惣兵衛屋敷
17	20		1	1	10	境町
6	20			4		四郎兵衛屋敷
5	20			3	10	六右衛門屋敷
213	20	1	4	2		庄介嶋
6	20			4		左馬やしき
4	20			2	20	九右衛門
4	20			2	20	与三兵衛
7	20			4	20	あみや
4	20			2	20	九郎右衛門
8	20			5	10	川辺
106	26.5	9	2	13		裏町
4	20			2	20	川はた
7	20			4	20	彦三郎
5	20			3	10	宗加
5	20			3	10	三右衛門
5	20			3	10	道清
5	20			3	10	七左衛門
681.5	446.5	4	7	2	23	

「道頓堀川明屋敷鈴木三郎九郎殿へ渡申帳」より作成

というのは、内田九州男がすでに指摘しているように、具体的には例えば三津寺村から三津寺町に転換する際に農地として残った土地などを指すと考えられる⁽¹⁶⁾。一方、「不繁昌ニ而家を立候儀不罷成候所」は道頓堀の明屋敷のことを指すものと考えられる。

地子免除以前の寛永八年(一六三二)年四月一四日付の「道頓堀川明屋敷鈴木三郎九郎殿へ渡申帳」という帳面(註)がのこっている。道頓堀川沿いの明屋敷のうち、鈴木三郎九郎の支配下の年貢地に組み入れられた場所や屋敷を書き上げたものだと考えられる。内容を【表②】にまとめた。書き上

げられているのは二二件で、表間口の総計は六八二間に及ぶ⁽¹⁸⁾。書き上げられた場所が具体的にどの場所に当たるとか確定できるものはほとんどないが、いくつかはおおよその場所が想定できる。「日本橋より東、北かわ」(表五〇間)と「同所東かわ」(表九三間)は後の大和町、「南輪の東」(表九三間)は後の高津五右衛門町に相当する場所だと考えられる。また、「境町」(表一七間)を前述の「境組」だとすると、後の吉左衛門町の一部ということになる。「庄介嶋」(表二二三間)は、「嶋」という表現から西の木津川に近い場所であろうか。「裏町」(表一〇六間)は裏町であろう。

このように、東西の周縁部を中心に、開発地の中で実際に家屋が建たない明屋敷が多くなり、明屋敷は幕府領代官鈴木三郎九郎支配の年貢地に組み入れられた。それまでは大坂町奉行へ地子を納めていたが、これ以降は代官に年貢を納めることになったのである。

3. 「年貢地」の再開発

次に、これらの年貢地になった明屋敷のその後をみていこう。まず、次の史料をみてみよう。

【史料①】⁽¹⁹⁾

指上申一札之事

道頓堀川町屋敷之内御蔵入屋敷御座候に付而、家ヲ立可申と御訴訟申上候而、今迄之ことくニ御年貢ヲ相済家立自身参候者ニ可被下之旨被仰付候、則町中年寄共吟味仕自身参候者共ニ相渡銘々ニ書物指上申候、

一、表口四間裏弐拾間之所家立申候、若借屋に仕置申候ハ、其家被召上、自身越候者ニ可被遣候、其時一言之義申上間敷候、仍為後日御請状如件、

寛永拾七年

道頓堀川南輪年寄

辰霜月廿四日

宗左衛門①

工藤次郎右衛門様

大和屋二郎左衛門②

北川善左衛門様

寛永一七年(二六四〇)一月二四日に道頓堀川南輪年寄宗左衛門と大和屋二郎左衛門(屋敷主・家主)が工藤次郎右衛門と北川善左衛門に宛てた請書である。工藤と北川は町奉行所役人と考えられる。前段の部分では、道頓堀川町屋敷のうちの御蔵入屋敷について、家を建てたいと願ひ出たところ、これまでと同様に年貢を納め、家を建てた本人が居住するという者に下付すると命じられた。そして町の年寄が吟味して本人が居住する者にその屋敷を渡し、そのそれぞれの者から請書を提出する、という内容である。請書本文の内容は、表四間・裏二〇間の屋敷に家を建て、もしその家を借屋にしたならばその家を召し上げて本人が居住する者に与えても文句は言わない、というものである。「御蔵入屋敷」とは、前述の年貢地となった明屋敷のことである。大和屋二郎左衛門が道頓堀川沿いの御蔵入屋敷(年貢地)に家を建てたいと願ひ出て、従来通り年貢を納めること、本人がその家に居住することを条件に下付が認められたのである。日本橋から西横堀川までのこのような再開発を願ひ出た土地を示した絵図⁽²⁰⁾が残っている。これによると、後の立慶町では日本橋以西の総間口の約四割、吉左衛門町では三分の一度、宗右衛門町では一割、久左衛門町では二割程度が年貢地になっていることがわかる。

【史料①】と同様の文書は合わせて六点残っており、前述の絵図と対照すると、六点のうち四点は後の立慶町、二点は吉左衛門町の屋敷である⁽²¹⁾。

町年寄が連署しているのは、この大和屋二郎右衛門と彦兵衛の二点だけで、いずれも後の吉左衛門町の範囲の者である。年寄はいずれも宗惣左衛門で、肩書も「道頓堀南輪年寄」となっているということに注目しておきたい。まだ、後の「町」の枠組みは完成していなかったのではないかと想定される。

この証文で注目されるのが、借屋経営は許されず本人の居住が義務付けられたことである。借屋経営にすると不繁昌になり、再び明屋敷になることを懸念した措置であろう。下付されている屋敷の表間口の多くは三〜五間が多くなっており、大規模な屋敷の内部を分割して借屋経営を行うというよりは、大店ではないが一定の経営規模を持つ表店の商人による持続的な経営が期待されていた措置であろうか。当時のこの地域の実際の営業形態を考える上でも興味深い点である。

次に、年貢地のままにされたことは、すぐに再び明屋敷になった場合を考えてのことであろう。すでに寛永一一年に大坂の町中では地子が免除されている。この御蔵入屋敷以外の道頓堀の町屋敷もこのとき地子が免除されたものと考えられる。そうすると、下付に合わせてこの時点で年貢地から町屋敷に転換してしまうと地子免除地になってしまう。しかし、家が定着せずいつ再び明屋敷になるかわからないので、地子免除地を再び年貢地にするための困難さ(たとえば、家持の抵抗など)を考慮して、年貢地のままにしておいたのではないだろうか。再び明屋敷にならないようするための条件と、明屋敷になっても困らないようにするための条件と、両様の条件が出されたのである。

明暦元年頃に作成されたとされる「大坂三郷町絵図」⁽²²⁾には、「薄紅」色で「町役御年貢両役之分」が示されている(図で川沿いに色のついている

部分)。道頓堀川沿いにも「薄紅」色が見えるが、日本橋と西横堀川の間はまばらで、逆に日本橋より東、西横堀川より西は一部を除いてほとんどが「薄紅」色である。場所は必ずしも正確でないにしても、前述の「道頓堀川明屋敷鈴木三郎九郎殿へ渡申帳」と場所が重なっているものと考えられる。「町役御年貢両役之分」の意味は、【史料①】に「御年貢ヲ相済」とあるように、こういった御蔵入地が再び下付され町屋敷として再開発されようとした場所で、この時点で年貢と町役の両方を負担していたのである。

なお、「安井九兵衛書上」によれば、万治三年(一六六〇)に、このような町役と年貢の両役をつとめる土地は、願い出により無年貢地⇨地子免除となったということである。



大坂三郷町絵図(部分、大阪歴史博物館所蔵)

4. 道頓堀両端での再開発

では、道頓堀の東西両端の再開発はどのように進められたのであろうか。一次史料は欠くが、後年に書かれた史料により推定していきたい。

前出の「安井九兵衛書上」には、次のようにある。

【史料②】

然処ニ其後次第御当地繁昌ニ付、又々家を立町役仕度旨御訴訟申上候もの共へ、四拾八九年已前より四拾年以前迄ニ、久貝因幡守様・曾我丹波守様・松平隼人正様御支配之時分、度々ニ被下候、則其申請候もの共ハ私親安井九兵衛・平野徳寿・伊丹屋道寿・木津勘助・難波孫兵衛・高津村五右衛門其外ニも御座候、何茂被下候而、自分ニ不残家を立候ものも御座候、又ハ大目程は売屋敷ニ仕、三分壹程も立候者も御座候、或ハ親類縁者別而懇志ニ仕候もの共へ、代銀なしニ遣し、家を立てさせ候ものも御座候、勿論御年貢相立、町役之出銀も不残相勤申候、

貞享四年（一六八七）より四八・九年以前といふことは寛永一六・一七年（一六三九・四〇）にあたり、四〇年前は慶安元年（一六四八）にあたる。家を建て、町役をつとめたいと願ひ出た者があり、その者に土地が下付されたというのは、【史料①】のような状況を指して述べていると考えられる。だが、ここで土地を申し受けた者として、安井九兵衛・平野徳寿次郎兵衛・伊丹屋道寿・木津勘助・難波孫兵衛・高津村五右衛門などの名前が挙がっている。【史料①】は立慶町や吉左衛門町の土地について願ひ出たものであったが、ここに名前が挙がっている者たちは、安井や平野をはじめ有力者のようなので、東西の端にあった年貢地をまとめて再開発したのではないだろうか。開発手法として、①開発者自身が残らず家を建てた者、

②三分の二程度は屋敷を売り、残り三分の一程度に家を建てた者、③親類縁者や懇意の者に無償で譲り渡し家を建てさせた者、とパターンを挙げている。

では、次に安井とおなじく開発の由緒を持つ平野次郎兵衛が延宝六年（一六七八）五月に書いた「覚」の中の一節をみよう。この「覚」は、自らの由緒を述べたものである。

【史料③】²³⁾

一、慶安四卯年江戸町人伏見屋四郎兵衛と申ものニ北側西之端ニて屋敷ヲ被下、其次ニて安井九兵衛ニ被下、其次ニて難波孫兵衛ニ被下、其次ニて私親次郎兵衛ニも百間口被下候所、最早舟着能所之分ハ右之四郎兵衛御拝領仕候故、末々ニ至而ハ家も立てかたく奉存、五拾間ハ指上ケ候へハ曾我丹波守様・松平隼人正様御褒美被遊、重而南側ニて家立申時節申上候、必先五拾間ハ最速可被下由御意被為成候事ニ御座候、
一、残り五拾間ハ至只今ニ親次郎兵衛法躰名ヲ申伝候徳寿町と申、于今私所持仕罷有候、

慶安四年（一六五二）に、江戸町人の伏見屋四郎兵衛へ道頓堀川北側西の端の木津川沿いに公儀から屋敷が下され、そこから東へ順に安井九兵衛・難波孫兵衛・平野次郎兵衛へ屋敷が下された。平野は百間口の屋敷を下されたが、伏見屋四郎兵衛がすでに船着場として良い所を拝領していたので、五〇間は公儀に返上し、残りの五〇間は親次郎兵衛の法名徳寿の名を付けて徳寿町とし、現在も平野次郎兵衛が所持しているという。後述の「道頓堀川大絵図」や後の町名からすると、道頓堀川北側は西から伏見屋四郎兵衛町・新大黒町・新戎町・難波孫兵衛西町・平野徳寿町・難波孫兵衛東町・

宗右衛門町・難波孫兵衛町の順となっている。また、「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」には、慶安四年二月一日付の三冊の水帳(写)がのこっている。「道頓堀北輪新戎町水帳」⁽²⁴⁾、「道頓堀南輪新屋敷水帳」⁽²⁵⁾、「道頓堀南輪榑屋敷水帳」⁽²⁶⁾である。それぞれ新戎町・平野徳寿町・榑屋敷の水帳で、新戎町と榑屋敷の差出人は安井道下(九兵衛)、平野徳寿町の差出人は平野徳寿である。新戎町の総間口は約一五〇間、平野徳寿町は約五〇間となっている。このことから、西道頓堀川の北側は慶安四年頃に、安井九兵衛や平野徳寿、難波孫兵衛らによって再開発されたのではないだろうか。

同様に、時期は未詳だが高津五右衛門町も、西高津村の五右衛門⁽²⁷⁾によって開発されたものと考えられる。難波孫兵衛も地域の有力者である⁽²⁸⁾。

では、「安井九兵衛書上」に出てくる、あとの木津勘助、伊丹屋道寿がどこを開発したのか検討してみよう。先の新戎町の水帳の表紙には「安井道下・北与年寄」とあり、最後の三筆(東端)はそれぞれ間口一〇間半で、名請人は伊勢村屋新右衛門・大塚屋節斎・川崎屋治右衛門である。『大阪市史』第一によれば、この三人はいずれもこの時期の北組惣年寄で、伊丹屋道寿も北組惣年寄なのである⁽²⁹⁾。類推ではあるが、伊丹屋道寿が開発したのはこのあたりではないだろうか。理由は定かでないが、北組惣年寄が集団としてここを開発したとも考えられる。そうだとすると、木津勘助は残りの新大黒町を開発したと想定できる。「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」には、新戎町の絵図⁽³⁰⁾が残っており、新戎町の西隣の「新大黒町」のところに「勘助町」と記されているのも傍証になろう⁽³¹⁾。

このように、寛永一六・七年から慶安期にかけて(おもに一六四〇年代)、一旦年貢地となった明屋敷は、再び開発され町家となった。しかし、別稿で詳しく検討したように、立慶町や吉左衛門町は、数間ずつ細分化されて

再開発され、家持の変化や屋敷地の再編を繰り返しながら、芝居小屋が建つようになっていったと考えられる。一方、東西の端の年貢地は、安井九兵衛や平野次郎兵衛も含めて、地域の有力者などによって再開発されていたものと考えられる。

二、明暦期の状況

1. 史料

明暦元年(一六五五)の水帳について検討する。(【表③】参照)

(1) 「明暦元年北南道頓堀水帳」⁽³²⁾

まず、戦前に木村彦右衛門によって紹介された「明暦元年北南道頓堀水帳」について、とくにその形式について確認しておきたい。ただし、これは活字しか知られていないので、実際はどんな形式だったのか未詳な部分もある。記載の順は、次のとおりである。南側立慶町↓南側吉左衛門町↓南側九郎右衛門町↓南側木津組↓北側宗右衛門町・北側宗右衛門町横堀より式町西↓宗右衛門町北側裏町新町筋・北側裏町太左衛門橋筋・北側裏町豊屋町筋・北側裏町木引町筋↓北側久左衛門町・北側裏町、である。最後にまとめて奥書があり、明暦元年(一六五五)五月二八日の日付がある。南側年寄立慶・同堺屋吉左衛門・同塩屋九郎右衛門・同木津組月行司与左衛門・北側年寄山口屋宗右衛門・同はりまや久左衛門とあり、平野徳寿・安井九兵衛の名前がある。あて名は、加部金右衛門・西田伊兵衛・山本与左衛門・大次加伝⁽³³⁾左衛門と大坂町奉行所の役人の名前である。

年寄の肩書が南輪と北輪とされているのみで、順番は各町と対照して書かれてはいるが「〇〇町年寄」となっていないことに注目しておきたい。

「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」の中に含まれる。全長三八九センチに及ぶ文字通り大絵図である。「明暦元年乙未五月二八日」と水帳と同じ日付で、「平野徳寿印判・安井道卜印判」とあり、写控であることがわかる。記載内容は、若干の文字の異同はあるが、水帳と同じである。表間口と名

(2) 「道頓堀川大絵図」⁽³³⁾

【表③】道頓堀各町の水帳・水帳絵図

	元和	慶安4	明暦1	北南	絵図	寛文2	延宝7	元禄7
高津五右衛門町	○							
8 立慶町	○		◎ 奥印	○	△		◎	○
8 吉左衛門町	○		◎ 奥印	○	△		○(△)	○
8 九郎右衛門町	○		◎ 奥印	○	△			○
木津組	○		○ 奥印	○	△			
樋屋敷	○?	○	◎ 年寄		△			
8 湊町							△	○
大法寺裏屋敷			◎ 年寄		△			
大和町	○		◎ 年寄		△			
裏町	○*		○(△) 奥印	○	△			
8 御前町							◎	○
8 布袋町							○	○
8 宗右衛門町	○		○ 奥印	○	△		◎	○
8 久左衛門町	○		○ 奥印	○	△	◎	◎	○
新難波町	?							
平野徳寿町	?	○	(年寄)		△			
新戎町	?	○	◎ 年寄		△			

◎水帳・絵図ともあり、○水帳のみあり、△絵図のみあり

()は大阪歴史博物館所蔵安井家文書

元和期は町の区分なし、*は別帳

寛文2の久左衛門町は、「裏筋」の分筆に伴う作り替え

延宝7に、木津組と樋屋敷に合併、裏町は御前町・布袋町などに再編

8は、いわゆる「川八町」に属する町

前が記載されている町は次のとおりである。南側は、東から立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・木津組・樋屋敷である。立慶町の東は「是より東者高津五右衛門町」とあり、樋屋敷の西は「是より野島」とある。北側は、東から大和町・宗右衛門町・久左衛門町・難波孫兵衛町・宗右衛門町・難波孫兵衛東町・(平野徳寿町)・(難波孫兵衛西丁)・(新戎町)とある。()は町名はあるが内容の記載のない町で、()は町名はないが内容の記載はある町である。このほか、大和町から北へ問屋町と竹屋町の間延びる大法寺裏屋敷、宗右衛門町の北側にある裏町について内容の記載がある。ただし、裏町の部分は「宗右衛門町」と記載されている。橋は、東から大和町橋東・大和町橋西・日本橋・戎橋・難波橋が描かれている。

(3) 各町の水帳

「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」には、立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・木津組・樋屋敷・大和町・宗右衛門町・久左衛門町・新戎町・大法寺裏屋敷・裏町の一一冊の水帳がのこっている⁽³⁴⁾。「道頓堀川大絵図」に記載のある町と比べると、平野徳寿町を除くすべての町の水帳がのこっている。立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・宗右衛門町・久左衛門町・裏町は年寄・月行司が署判し、安井道卜と平野徳寿の奥判がある。木津組は年寄の記載はなく、月行司の署判と安井・平野の奥判がある。安井・平野が奥判しているのは七町である。残りの樋屋敷・大和町・新戎町・大法寺裏屋敷は安井九兵衛が年寄をつとめており、平野の奥判などはない。

大阪歴史博物館所蔵「安井家文書」のなかに、中身のない袋があり、表には「明暦元年道頓堀川中水帳留 帳数拾壹冊」と書かれている。裏には「道頓堀川大絵図も此内二有」とある。おそらく、新しく見つかった水帳一一冊は「道頓堀川大絵図」とともに、もともとはこの袋に入っていたも

のと考えられる。

2. 水帳・絵図作成の意義

では、これらの水帳・絵図がどうして作成され、安井家にのこされたのであろうか。まず、寛文一〇年（一六七〇）一月一日付の安井九兵衛が大坂町奉行に宛てた「私親安井九兵衛道頓堀堀立、于今組合之分支配仕来候由緒書付覚」の一節をみてみよう。

【史料④】⁽³⁵⁾

一、由緒有之取立候道頓堀川之儀ニ而御座候故、五拾九年以来親九兵衛より只今私迄組合八町之分何事ニよらず支配仕来、御公儀様ニ茂其通被聞召上、則十六年以前明暦元年水帳御改之刻茂、大坂余之町々者其町々之年寄計奥書之判形仕候、道頓堀組合八町之分者、町々下年寄者親九兵衛申付置申候故、奥書ニ九兵衛并藤次筋目御座候ニ付、藤次第平野徳寿与兩人判形加江置申候、由緒有之所者其外茂如斯被遊御取置被成候、則道頓堀大絵図茂老枚ニ仕差上ケ申候、其上惣会所ニ而惣年寄共万事御法度申渡候刻、取置候判形之外ニ八町之下年寄之証拠、我等差図請来候手形茂御座候、下年寄替り候得者私方より指図を以、私曲無之もの申付、則手形致させ置申候御事、

安井家では、道頓堀川開削以来、親九兵衛（道卜）の代から「組合八町」を支配してきたというのである。明暦元年の水帳作成の時も、各町の下年寄は安井道卜が任命したので、安井九兵衛と平野徳寿の二人が奥判している、というのである。これは安井と同様の開発等の由緒を持つ者がいる町では、同じ措置が取られているとしている。そして、水帳作成時に「道頓

堀大絵図」も一緒に作成して提出したとしている。

道頓堀開発の由緒を持つ安井家の認識では、特別な権限を有する道頓堀の「組合八町」は、道卜が下年寄を任命し、水帳に平野とともに奥判している町ということになる。その範囲は、木村彦右衛門の紹介した「明暦元年北南道頓堀水帳」と一致する。しかし、安井・平野が奥判しているのは前述のように七町である。ここでは、宗右衛門町のうち、西横堀より西に飛び地となっている部分を一町と数えて、合わせて八町していると理解しておきたい。この範囲は、裏町を除いて、部分的な年貢地は存在するが、全面的には年貢地とはならなかった町々で、安井・平野の一定の支配が継続していた範囲とすることができよう。では、なぜ裏町が含まれているのであろうか。裏町が年貢地となったことは【表②】や「大坂三郷町絵図」の表記でも明らかであろう（【図】）。だが、明暦元年の年寄は宗右衛門町年寄山口屋宗右衛門であった。つまり、下年寄の一人が年寄だったのである。「道頓堀川大絵図」には、町名は裏町ではなく、宗右衛門町となっている。下年寄の一人である宗右衛門が支配する町＝安井・平野が支配する町という認識になっていたのではないか、と考えられる。

そして、明暦の水帳作成時に一緒に提出した絵図は、「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」の「道頓堀川大絵図」に他ならないであろう。しかし、「道頓堀川大絵図」には、右の八町を超えた町の内容記載がある。これらの町は、すべて安井九兵衛か平野次郎兵衛が年寄をつとめる町であった。この段階では、安井・平野は、奥判をしている「八町」だけでなく、年寄をつとめている町も支配している、つまり開発の由緒があると主張しようとしているのではないだろうか。絵図に内容の記載のない高津五右衛門町や難波孫兵衛町は、年貢地が五右衛門や孫兵衛によって再開発され、安井・

平野の由緒が意味を持たなくなってしまった町ということが出来る。南側の榎屋敷より西も「野島」と表記されているが、ここは安井九兵衛と平野次郎兵衛の「請所」⁽³⁶⁾(所持地)である。しかし、年貢地のままなので、このような表現になったのではないだろうか。

3. 下年寄の性格

次に、下年寄について検討してみよう。前述のように、元和九年の帳面では、南側ではすでに「境組」「塩屋組」「木津組」の区分があったようで、それがそのまま後の町に踏襲されていく。一方、北側では善兵衛や庄兵衛といった下年寄的な存在の管轄区域があったようである。【史料①】の寛永一七年の証文や、「明暦元年北南道頓堀水帳」では、「道頓堀南輪年寄」などと表記されている。寛文四年(一六六四)の文書でも「道頓堀年寄」と表記されている場合もある⁽³⁷⁾。このように、下年寄は安井・平野が支配する「道頓堀」全体の下年寄で、町はその管轄区域という意識が働いているのではないか、と思われる。

山ノ口屋宗右衛門は、宗右衛門町の年寄であった。宗右衛門町の範囲は、道頓堀北側の日本橋の東から戎橋と、西横堀の西の二つの区域があった。なぜこのようなことが起こったのだろうか。西横堀の西の区域は「大坂三郷町絵図」をみても、この部分だけ年貢地ではなかったようだ(前掲【図】)。年貢地にならなかった理由は定かではないが、安井・平野が当初から継続して支配していた土地だったわけである。そこを山ノ口屋宗右衛門が下年寄として管轄していたのではないだろうか。それがそのまま宗右衛門町となってしまったので、飛び地のような格好になってしまったのではないだろうか。

一方、前述のように宗右衛門は裏町の年寄でもあった。いろいろな可能性があるが、一つには再開発は安井九兵衛が行い、宗右衛門町の北側だったために下年寄の宗右衛門に年寄を任せたとという可能性である。もう一つは、年貢地の再開発を宗右衛門が行って、そのまま年寄になってしまったと考えることもできる。しかし、宗右衛門は下年寄だったため、「八町」に位置付けられてしまった。いずれにしても、広い範囲の年寄をつとめる宗右衛門は、戎橋橋詰北東に一四間と一三間の屋敷を持ち、裏町にも二間の屋敷を持つっており、北側の有力者であったことは間違いないであろう。しかし、元和期には後の宗右衛門町の区域に宗右衛門と思われる人物の名はなく、開発当初からの家持ではなかったようである。

一方、久左衛門町の年寄である播磨屋久左衛門は、元和から久左衛門町の区域に一〇間の屋敷(145)を所持しているが、前述のように下年寄は善兵衛ではなかったかと推定される。だが、この145の屋敷は、「道頓堀川大絵図」を見ると、「寺町筋」という道を挟んで東西五間ずつに分かれている。前後の屋敷割はほぼ同じままなので、元和と明暦の間に屋敷の真ん中に道を通したとは考えにくく、元和の段階で道が通っていたと考える方が自然である。しかも、道を挟んだ土地を一筆としていたのである。推測ではあるが、町家が開発される以前から道があり、久左衛門がその両側に何らかの権益(土地の所持)を持っていたのではないだろうか。そうすると、久左衛門は開発当初は下年寄ではなかったが、有力者であり、のちに下年寄になったと考えることができよう。なお、同じように道を挟んだ土地が一筆となっていると考えられるのが、129の「なへや宗圓」の屋敷である。元和では一九間の屋敷であるが、「道頓堀川大絵図」では、ここは難波橋北詰で「裏町筋」を挟んで東一五間と西四間に分かれており、名前はいずれも

「なへ屋吉右衛門」となっている。間口の大きさから考えても宗圓はもとの有力者であったのではないだろうか。

なお、のちに戎橋北詰となる、151（二五間）と152（二〇間）は、「二郎兵衛・九兵衛」、つまり平野次郎兵衛・安井九兵衛の名前になっている。明暦では、それぞれ年寄の播磨屋久左衛門と山ノ口屋宗右衛門の屋敷となっている。下年寄になった二人に、安井と平野から橋詰の角屋敷を与えられたのであろうか。

4. 元和と明暦の比較

元和期の水帳と、明暦の水帳を【別表】をもとに比べてみよう。屋敷割については、一致すると思われる屋敷に◇を付けた。中心部の九郎右衛門町・久左衛門町・宗右衛門町では、合筆・分筆などはあるが元和期の屋敷割がほぼ踏襲されている。立慶町や吉左衛門町については、別稿で詳しく検討したように、踏襲されているところもあるが、再開発地（年貢地）を中心に屋敷割が再編され、芝居小屋になっていくところも多かった。そして、日本橋以东や西道頓堀北側では、元和期の屋敷割に関係なく再開発が行われた。

では、元和期の屋敷割を踏襲しているところでは、人的なつながりはあるのだろうか。こちらにも一致すると思われるところに◆を付けたが、吉左衛門町で一軒、九郎右衛門町で三軒、木津組で三軒、久左衛門町で二軒のみとなっている。約三〇年間で、ほとんどの町屋敷は家持が交代していると言えるだろう。

三、明暦以降の動向

1. 寛文期の動向

寛文二年（一六六二）五月二一日付の「道頓堀久左衛門丁水帳」³⁸が残っている。これは、「北側裏町」として安井九兵衛所持の三筆の屋敷が四筆に分割されたことよって、新たに作成されたものとみられる。それまでは屋敷の表は南北の道に面していたが、このとき三津寺町との間に東西に面して道が造られ、そちらを表にして分割されている。町境の未開発地（あるいは借屋）が、町家として整備されていったものとみられる。

寛文十一年（一六七二）九月には、問屋町と竹屋町の間延びていた「大法寺裏屋敷」が、問屋町に編入されている³⁹。寛文十一年の時点では、「南問屋町裏屋敷」と表記されている。「大法寺裏屋敷」については、管見の限り従来知られていなかった「町」なので、どのような経緯でできたのか未詳であり、後考を期したい。おそらく東横堀川沿いにつくられた問屋町と島之内の町割との間で、その齟齬を調整するためにできた町だったと考えられる⁴⁰。この時点でそういったいびつな形の町を整理しようとしたものと考えておきたい。

2. 延宝七年の水帳

（1）町域の再編

延宝七年（一六七九）の水帳がのこっている。立慶町・吉左衛門町・宗右衛門町・久左衛門町・裏御前町・布袋町の六町分がのこっている。しかし、日付は布袋町・宗右衛門町が九月一日、裏御前町が九月一三日なのに対し、残り三町は一二月七日となっている。九月の日付になっている三

町の水帳の奥書をみていこう。

【史料⑤】

(裏御前町)⁽⁴¹⁾

右裏御前町ハ四筋二分レ壺丁ニ而しまり悪敷御座候ニ付、北之丁塗師屋町之家式拾壺軒同通之家八軒合式拾九軒、裏御前町ニ成、先年之水帳之面今度裏御前町ニ被仰付候分写、増不足之家数役数相改、無相違只今之町人判形仕指上申候、為後日仍如件、

(布袋町)⁽⁴²⁾

右此町之儀ハ、豊屋町長キ丁ニ而家数役数多ク候故、南之辻より南之家拾九軒、同シ通之御前町之家拾壺軒、合三拾軒壺丁ニ被成、布袋町と名を改メ、先年之水帳之面此度布袋町ニ成候分写、家数役数相改、表口裏行無相違只今之町人判形仕指上申候、為後日仍如件

(宗右衛門町)⁽⁴³⁾

右道頓堀宗右衛門丁之儀、西横堀并久左衛門町難波上之町を隔又宗右衛門丁有之ニ付、今度御吟味被成、西ニ在之分別町ニ被仰付候、其上東之端安井九兵衛屋敷壺軒大和町へ加り、北之端ニ在之山口屋善兵衛屋敷壺軒菊屋町へ加り候故、水帳作り直シ、只今之家主之名を書付判形仕指上ケ申候、尤先年之奥書前ニ書付御座候、仍如件、

ここでは、裏町の町域が延宝七年の水帳作成時に再編されたことが記されている。周知のこともあるが⁽⁴⁴⁾、ここでもう一度検討しておきたい。なお、再編以前に裏町は裏御前町・御前町とも呼ばれていたようである。明暦の水帳では太左衛門橋筋に「御前屋」の屋号をもつ者が見えることから、そこから名づけられたのであろう。

裏町は、「明暦元年北南道頓堀水帳」「道頓堀川大絵図」によると、四筋に分かれていた。新町筋に西側のみ、太左衛門橋筋(笠屋町の筋・塗師屋町の筋)東西両側、豊屋町筋東西両側、木引町筋(戎橋の筋、菊屋町・心斎橋の筋)東西両側の四つの部分である。

裏御前町の水帳奥書を見ると、北之丁と塗師屋町のうちの二一軒と同じ太左衛門橋筋にある裏御前町の八軒を足した計二九軒を一町にして裏御前町とした、と記している。実際の水帳の記載は、家数二六軒・役数二九役となっていて、役数で数えている。旧裏御前町の分だけで見ると、家数は七軒だが、二軒役が一軒あるので、八軒(役)と計算しているようだ⁽⁴⁵⁾。豊屋町筋でも同様に、北側の豊屋町のうちの南側の一一軒と豊屋町筋にある御前町の一一軒が一町になり、布袋町と名付けられた。新町筋でも、同様の措置が取られたようである。新町筋に面した南新町の一五軒、南塗師屋町の九軒と御前町の六軒の計三〇軒が一町になって、南塗師屋町となった⁽⁴⁶⁾。

では、木引町筋はどうか。宗右衛門町の水帳奥書には、北の端にある山口屋善兵衛の屋敷一軒が菊屋町に加わったとある。「道頓堀川大絵図」によると、当該の屋敷は木引町筋東側で、その北側に裏町に属する八軒が東西両側にある。享保一一年(一七二六)の菊屋町の水帳⁽⁴⁷⁾によれば、菊屋町の町域は、この宗右衛門町の一軒と裏町の八軒を含みこんでいる。「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」に菊屋町の絵図が残っている⁽⁴⁸⁾。家持の名前から明暦二年(一六五六)以前のものと推定される。これによると、菊屋町の町域は八幡筋から南の一二軒だけで、三津寺筋寄りの東側八間と西側一一間は「道頓堀領」と記載されている。この「道頓堀領」と記載されている町屋敷は、「道頓堀川大絵図」などでは裏町になっている。したがって、

延宝七年九月かその直前に、宗右衛門町の一軒と裏町のうち木引町筋沿いの八軒が菊屋町に編入されたことは明らかであろう。従来の菊屋町の研究では、万治二年（一六五九）から天和二年（一六八二）までの間に家数が倍増したことが明らかになっている⁽⁴⁹⁾が、町域の拡大を想定したものはなかった。この町域拡大を念頭において一七世紀の菊屋町について再検討する必要があるが、これについては稿を改めて検討したいと思う。

宗右衛門町の水帳奥書によれば、宗右衛門町のうち西横堀川より西の区域が別町（釜屋町）になり、東端の安井九兵衛野屋敷も大和町に編入された。また、木津組と樋屋敷が合併して湊町となったことも知られている⁽⁵⁰⁾。このように、延宝七年に道頓堀周辺の町では町域が再編され⁽⁵¹⁾、九月に水帳が作り直されたのである。そして、町域に変更のなかった立慶町・吉左衛門町・久左衛門町の水帳は同年一二月に作り替えられたのである。

(2) 川八町

この町域の変更は、前述の寛文一〇年の由緒書で安井九兵衛が述べている「組合八町」のまともにも変化を及ぼした。幕末まで家屋敷の相続・売買時の振舞銀の支払いなど安井家が特別な権限を有した立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・湊町・宗右衛門町・久左衛門町・御前町・布袋町の八町が「川八町」であった⁽⁵²⁾。「組合八町」と「川八町」を比べると、樋屋敷と、御前町・布袋町の旧裏町（旧裏御前町）ではなかった区域が増え、逆に旧裏町のうち新町筋と木引町筋に面した区域と宗右衛門町の西横堀川より西と菊屋町に編入された区域が減ったということができよう。おそらく、町域の再編にともなって、権限の及ぶ範囲も整理されたのではないかと考えられる。

このうち樋屋敷は、安井家が年寄をつとめ、「道頓堀川大絵図」に内容が

記載されていた。では、「道頓堀川大絵図」に記載されており、安井家が年寄だった他の大法寺裏屋敷・大和町・新戎町はどうなったのであろうか。

大法寺裏屋敷は先述のように寛文一一年に問屋町に編入された。新戎町は未詳である。大和町については、水帳奥書⁽⁵³⁾によると、延宝七年九月三日の段階では安井九兵衛が年寄をつとめているが、元禄七年一〇月では樽井屋作兵衛が年寄をつとめている。安井が年寄をつとめている間は、年寄としての権限を有し、その意味で家屋敷相続・売買時の振舞銀などを受けていたであろうが、年寄を辞めるとその権限は無くなってしまったのではないだろうか。安井の開発者としての特別な権限は、あくまで水帳に奥判している町についてであり、たとえ年寄をつとめていたとしても開発の由緒に由来する権限は有していなかったのではないだろうか。年貢地となった時点で、その土地への開発の由緒に由来する権限も消滅してしまったと考えることができる。たとえその土地を自らの手で再開発したとしても、それは幕府から与えられた土地と認識され、特別な権限は認められなかったであろう。かくして、安井家が開発に由来する特別な権限を有した町は、道頓堀川兩岸すべてではなく、少しいびつな範囲に限定された「川八町」になったのである。

一七世紀後半には安井九兵衛は、「組合八町」の支配に関する由緒書や「安井九兵衛書上」のような文書を大坂町奉行所に提出している。求めに応じた場合もあるが、安井家の「組合八町」「川八町」に対する権限の正当性を主張し、それを堅持する姿勢で書かれたものであることに変わりはないだろう。これらの文書を作成するとき、本稿で引用した史料を利用している可能性がある。その意味で、由緒書等が史料の内容を的確に説明しているのは、むしろ当然と言うこともできよう。

おわりに

ここまで、元和から延宝期まで、水帳を中心に道頓堀の開発過程を跡付けてきた。くりかえしになるが、時期を追って整理しておこう。

① 道頓堀川が開削され、川の両側が町家に開発された。それは、東横堀川から西へ南北一四町ずつ計二八町が開発されたと考えられる。元和末の水帳によれば、安井九兵衛と平野次郎兵衛が所持している屋敷も多いが、大半は他者に分譲されているようである。開発は九郎右衛門町・久左衛門町など三津寺村・下難波村領に挟まれたところから進んでいったようであり、開発地の東西両端では、安井や平野の所持地も多く、明屋敷が目立っていた。また、南側では、後の町につながる「境組」「塩屋組」「木津組」といったまとまりがみられ、北側でも下年寄の管轄区域とみられるまとまりもみられた。

② 東西両端を中心とした明屋敷は、寛永八年(一八三一)までに明屋敷は年貢地となり、町奉行所の支配から離れて、幕府領代官鈴木三郎九郎の支配下に入った。

③ 寛永一七年(二六四〇)には、立慶町・吉左衛門町・宗右衛門町・久左衛門町に部分的にあった年貢地の再開発が願い出られた。その後一定の曲折はあったようだが、開発は進んでいったものとみられる。とくに、立慶町・吉左衛門町の再開発地は芝居小屋が建つことが多く、芝居町が形成されていた。一方、西道頓堀の北側では、慶安期(一六五〇年前後)に、安井九兵衛や平野次郎兵衛、難波村孫兵衛らによって再開発が進められた。この間、時期は未詳ながら東端の高津五右衛門町や大和町も再開発された。

④ 明暦元年(二六五五)の水帳作成時には、南側の榎屋敷より西の木津川までの六〇〇間を除いて、道頓堀川の両側はほぼ町家として開発された。安井九兵衛は、開発以来下年寄の選任など特別な権限を有していた「組合八町」の「支配」のほか、新戒町・榎屋敷・大和町・大法寺裏屋敷の年寄をつとめていた。平野次郎兵衛も「組合八町」の「支配」のほか、平野徳寿町を有していた。

⑤ 寛文年間には、久左衛門町裏側の屋敷の細分化や、大法寺裏屋敷の間屋町の編入など、町と町の間にあった屋敷地の開発も進んだとみられる。⑥ 延宝七年(二六七九)の水帳作成時には、裏町・宗右衛門町・湊町などの町域再編が行われた。それに伴って、「組合八町」に替って、「川八町」が安井九兵衛および平野次郎兵衛の特別な権限を有する町になったものと考えられる。

⑦ 本文ではふれなかったが、いまだ町としては未開発だった西道頓堀南側の安井・平野の請所(榎屋敷より西の区域)は、元禄二年(一六九八)に幸町として開発された。このようにして、一七世紀の終わりには、道頓堀川の両側とその周辺地域は、東横堀川から木津川までのすべての範囲で町として開発されたのであった。

では、このような経過をたどった開発地について、町のタイプに即して整理しておきたい。大きく分けて、年貢地になった土地が部分的な町(A)と、年貢地を再開発してできた町(B)に分けることができる。

A 年貢地になった土地が部分的な町

立慶町・吉左衛門町・九郎右衛門町・木津組・宗右衛門町・久左衛門町の各町である。これらの町の範囲は、「道頓堀」という一定のまとまりとして認識されていたように思われる。この範囲には下年寄が置かれたが、個

別町の年寄ではなく道頓堀の年寄あるいは北輪・南輪の年寄として認識されている。明暦の水帳に記載されている下年寄が個別の町の開発町人であったとは言い切れない。塩屋九郎右衛門はその可能性はあるが、有力者を下年寄にした場合もあった。その場合、宗右衛門町のように下年寄の管轄区域が町になっていったと考えられる。このタイプの町では、明暦の水帳に安井道下と平野徳寿の奥判があり、以後の水帳にも安井九兵衛・平野次郎兵衛が奥判していくことになる。これが、安井・平野が開発の由緒により特別な権限を有する「組合八町」ということになる。

B 年貢地を再開発してできた町

おそらく寛永末年から慶安期(一六四〇年代)に、年貢地となっていた明屋敷を再び開発してできた町である。再開発にあたっては、【史料①】の吉左衛門町の年貢地再開発の事例からみても、幕府に再開発を願い出て許可を受ける必要があった。再開発者は、もともとの開発の由緒をもつ安井九兵衛・平野次郎兵衛のほか、高津村の五右衛門、上難波町の孫兵衛など地域の有力者たちであった。しかし、安井九兵衛・平野次郎兵衛が再開発し、彼らが年寄をつとめる町であっても、開発の由緒による特別な権限は認められず、それらの町は「組合」には入れなかった。むしろ、高津五右衛門町や難波孫兵衛町に対して、安井・平野は特別な権限を認められなかった。明屋敷が年貢地になる時点で、由緒による特権は消滅したと判断されたものと考えられる。再開発にも許可が必要になったのである。ただ、裏町は再開発地で本来は「組合」に組み入れられるはずはなかったが、Aの下年寄の一人宗右衛門が年寄をつとめていたことから、「組合」に組み入れられたものと考えられる。

また、南側樋屋敷から西の後に幸町なる土地は、従来の研究からも明ら

かなように安井九兵衛・平野次郎兵衛の再三の願い出にもかかわらず再開発は認められなかった⁵⁴⁾。結局は幕府の手で再開発されることになったが、土地のタイプとしてはBに属するものだろう。

課題も多い。

① 本稿での水帳の分析は部分的なものにとどまっており、元禄七年以降の水帳も含めて各町・各屋敷ごとの詳細な分析が必要である。

② 本稿で明らかとなった道頓堀の開発過程に、安井家および平野家などのように具体的に関与していたのか、ということが気になるところである。史料的な制約はあろうが重要な検討課題である。

③ 「川八町」について、本稿で明らかにした性格を踏まえて、幕末までの安井家と各町との関係を再検討する必要がある。

④ 菊屋町について、延宝七年の町域拡大を前提に全面的に再検討すること。ただし、借屋層の動向などについても注意を払う必要がある。

⑤ 道頓堀の開発は安井九兵衛が主導して進められたことは間違いないが、もう一人の開発者である平野次郎兵衛についても、とくに一七世紀については再検討する必要がある。道頓堀に一定の屋敷をもち、平野徳寿町を開発している。また、道頓堀ではないが、新町の西に新平野町(平野次郎兵衛町)も開発し、元禄七年段階でも町の約半数の家屋敷を所持している⁵⁵⁾。このような平野の開発町人としての性格を再検討する必要がある。

⑥ 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」には西道頓堀南側に関する史料も含まれている。従来の研究を前提としつつ、これらを検討する必要がある。

⑦ 他の堀川の開削とその両側の開発についても、道頓堀の事例を参考に検討してみる必要がある。

課題は、これらに尽きない。いずれにしても、「遠藤・安井氏所蔵安井家

文書」の新たな出現により、一七世紀の大坂の都市史研究は新たなステージに突入していくことは間違いない。その場合、時期的な段階と地域的(町)な類型を設定する必要があると見てくるだろう。

註

- (1) 安井九兵衛(道卜)は、大坂三郷南組惣年寄をつとめ、その子孫が代々九兵衛を名乗り世襲している。道卜は寛文元年(一六六一)一〇月一七日に没した。
- (2) 道頓堀川の開削については、牧英正『道頓堀裁判』(岩波新書)一九八一年を参照。
- (3) 内田九州男「都市の建設と町の開発」『日本都市史入門Ⅱ 町』東京大学出版会 一九九〇年。
- (4) 塚田孝「十七世紀における都市大坂の開発と町人」『大阪における都市の発展と構造』山川出版社 二〇〇四年。
- (5) 道頓堀川開削者の一人である平野藤次は、大坂の陣後に平野郷の代官になったので、道頓堀の開発は弟の次郎兵衛(徳寿)に引き継がれた。
- (6) 木村彦右衛門「道頓堀を中心としての地名について 附明暦元年道頓堀北南道頓堀水帳の発見」『大坂』三一六 一九二七年。
- (7) 「十七世紀大坂道頓堀の開発と芝居地」佐賀朝・塚田孝・八木滋編『近世身分社会の比較史』清文堂 二〇一四年三月刊行予定。(以下、「別稿」)
- (8) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一七。
- (9) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一八、二〇～二九。詳細は後述。
- (10) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一〇六。
- (11) 裏町の開発過程については、後考を期したい。
- (12) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一九。

- (13) 木村彦右衛門「九郎右衛門町の名称に就て」『大坂』三一四 一九二七年。同「道頓堀塩屋町五人組帳に就いて」『大阪史談会報』五一 一九三〇年。
- (14) この安井九兵衛は、道卜の子の定元である。翌貞享五年七月一四日に没している。
- (15) 『大阪市史』第五。「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」八四。
- (16) 内田九州男「近世初頭大坂三郷の地子について」『大阪の歴史』二七 大阪市史編纂所 一九八九年。
- (17) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」三〇。
- (18) ただし、この六八二間が、すべて「道頓堀川屋敷」に記載されている屋敷だけとは必ずしも限らないだろう。いずれにしても、広大な明屋敷が年貢地になったことは確かである。
- (19) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一二七。
- (20) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」六四。
- (21) この寛永一七年の立慶町・吉左衛門町などの再開発については、別稿で詳しく論じているので、そちらを参照いただきたい。
- (22) 大阪歴史博物館蔵。『明暦元年三郷町絵図』大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター 二〇〇八年。
- (23) 「東末吉文書」一、東京大学史料編纂所架蔵影写本。内田註3論文でも引用されている。
- (24) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一〇九。
- (25) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一一〇。
- (26) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一〇七。
- (27) 元禄一三年(一七〇〇)の高津五右衛門町の年寄は高津五右衛門であり、西高津村から町場に転換した西高津町の同年の年寄も高津五右衛門である。『大阪府の地名Ⅰ』平凡社 一九八六年)
- (28) 元禄一三年(一七〇〇)の新難波東之町(難波孫兵衛町)・同中之町(難波孫兵衛東町)・同西之町(同西町)の年寄はいずれも上難波町の檜皮屋孫兵衛で

ある。上難波町は上難波村の集落が町場に転換してできた町と推定されている。(前掲『大阪府の地名』I) 難波孫兵衛とは、この檜皮屋孫兵衛もしくはその先祖であろう。

- (29) 『大阪市史』第一 三〇七頁。
- (30) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」六三。
- (31) 逆に言えば、この「勘助町」との絵図の記載を見て、安井九兵衛が大黒町は木津勘助の開発であると考えた可能性もあるだろう。
- (32) 註6に同じ。
- (33) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」六〇。
- (34) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一八、二〇〜二九。
- (35) 大阪歴史博物館蔵。大阪市史料第二十輯『安井家文書』七号文書。
- (36) 「請所」について、塚田前掲論文では、請所(明屋敷)は年貢を課される土地であるが、そこが町家になると安井・平野の所有ではなくなり、年貢も課されなくなる、との理解が示されている。
- (37) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一七九。
- (38) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一〇八。
- (39) 「大法寺裏屋敷水帳之写」(「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一七八)および「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一七八。
- (40) 同じ島之内に大宝寺町がある。町名は、三津寺村内にあった大宝寺とその寺屋敷に由来するようだ。大宝寺は元和五・六年頃生玉寺町に移転したという。この大宝寺町もしくは大宝寺との関連を思わせるが、位置はかなり離れており、その裏屋敷とは考えにくい。大宝寺移転の際に一旦このあたりに移ったなどの可能性もあるが、推測でしかない。後考を期したい。
- (41) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一三。
- (42) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」九。
- (43) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」一一。
- (44) 『大阪府の地名』I (平凡社 一九八六年)。

(45) 一軒Ⅱ一役という原則にのつとつた表記か。

(46) 『大阪府の地名』I (平凡社 一九八六年) 四八一頁。

(47) 大阪府立中之島図書館蔵「菊屋町文書」一四。

(48) 「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」六三。

(49) 吉田伸之「町と町人」(『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会 一九九八年所収、乾宏巳『近世大坂の家・町・住民』清文堂 二〇〇二年)。

(50) 『道頓堀湊町水帳』(元禄七年一〇月)「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」五。

(51) 町域の再編自体は、延宝七年以前から実質的に行われており、このとき水帳の作成として公定された可能性は残る。

(52) 安井家の「川八町」に対する特別な権限については、内田註3論文を参照。

(53) 大阪府立中之島図書館蔵「道頓堀大和町水帳」(文政八年一月)。

(54) 前掲塚田論文、拙稿「安井家文書からみえる難波村時代の渡辺村」(『大阪市立博物館 研究紀要』三三 二〇〇一年)。

(55) 「新平野町水帳」(元禄七年一〇月)「東末吉記録」一(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。

【別表】
 《南側》東から元和7(1621)(17) 元和9(1623)(19)
 No. 裏(間) 裏(間)

1	30*	20	二郎兵衛・九兵衛	口ち太郎兵衛
2	5	20	又右衛門	又右衛門
3	5	20	七兵衛	七兵衛
4	5	20	九左衛門	九左衛門
5	6	20	善兵衛	善兵衛
6	14	20	長兵衛	長兵衛
7	10	20	五郎右衛門	五郎右衛門
8	7	20	惣左衛門	宗左衛門

明暦1(1655)

⇒高津五右衛門町

9	10	20	忠兵衛	忠兵衛
10	10	20	忠兵衛	忠兵衛
11	10	20	忠兵衛	忠兵衛
12	10半	20	忠兵衛	忠兵衛
13	8	20	与三左衛門	与三右衛門
14	6	20	宇右衛門	宗右衛門
15	6	20	平左衛門	平左衛門
16	20半	20	九兵衛	九右衛門
17	20	20	二郎兵衛	二郎兵衛
18	5	20	久左衛門	久左衛門
19	5	20	久左衛門	久左衛門
20	10	20	助右衛門	助右衛門
21	10	20	惣兵衛	天王寺屋宗兵衛
22	15	20	助作	助作
23	4	20	天王寺や惣兵衛	天王寺屋宗兵衛
24	6	20	弥左衛門	弥左衛門
25	5	20	惣兵衛	宗兵衛
26	20*	20	圓佐	圓左
27	7半	20	弥三右衛門	弥三右衛門
28	20	20	二郎兵衛・八兵衛	二郎兵衛・八兵衛

延宝7(1679)

元禄7(1694)

No.表		裏		役	
立慶町(18)					
◇	1	30	20	片桐石見殿家名代河内 麿六右衛門	3
◇	2	10半	20	了清	
◇	3	8	20	茶屋六左衛門	
◇	4	6	20	大和屋七右衛門	
◇	5	6	20	京屋太郎兵衛	
◇	6	20半	20	阿波屋次郎右衛門	
◇	7	20	20	平野盛壽	
◇	8	5	20	糸ひや長右衛門	
◇	9	5	20	茨木や治兵衛	
◇	10	5	20	平野屋吉左衛門	
◇	11	15	20	大夫出羽	
◇	12	15	20	吉兵衛家名代長左衛門	
◇	13	5	20	年寄三至寺や立慶	○
◇	14	13	20	埴屋九郎右衛門	
◇	15	13	20	平野次郎兵衛	
◇	16	4半	20	三堂寺や立慶	
◇	17	6	20	大夫出羽	
◇	18	3	20	大夫金太夫	
◇	19	4	20	箱物や仁兵衛	
◇	20	4	20	米屋七兵衛	
◇	21	30	20	芝居太左衛門	3

表		裏		役	
立慶町(14)					
30	20			釜屋忠左衛門	3
10半				松原九兵衛	
8				河内屋六左衛門	
6				平野屋吉左衛門	
6				平野盛壽	
20半				阿波屋友甫	
20				平野次郎兵衛	
3				糸ひ屋九郎兵衛	
7				竹田近江	
2半				津村屋久右衛門	
2半				河内屋他仁	
5				太夫本弥三左衛門	
8				錢屋市左衛門	
15				帝屋五郎兵衛	3
13				平野次郎兵衛	
4半				錢屋市左衛門	
9				太夫本弥三左衛門	2
4				錢屋六左衛門	
34				芝居主太左衛門	4

表		裏		役	
立慶町(7)					
30				平野屋清右衛門	3
10半				豊嶋屋三右衛門	
8				河内屋六左衛門	
6				平野屋吉左衛門	
6				足代屋惣吉※	
20半				阿波屋次郎右衛門#	
20				平野次郎兵衛	
3				海老屋九郎兵衛	
7				竹田近江	
2半				津村屋久右衛門	
2半				河内屋七左衛門	
5				京屋七郎兵衛	
8				錢屋市左衛門	
15				帝屋五郎兵衛	3
13				平野善七郎	
4半				錢屋市左衛門	
9				京屋彦太郎※	2
4				錢屋勤六	
34				いち※	4

29	5	20	新左衛門	新左衛門
30	3	20	二郎兵衛	境二郎兵衛
31	3半	20	孫右衛門	孫右衛門
32	4	20	善四郎	善四郎
33	4半	20	四郎右衛門	四郎右衛門
34	3半	20	太郎兵衛	太郎兵衛
35	4	20	二郎左衛門	二郎左衛門
36	5	20	弥右衛門	弥右衛門
37	5	20	二郎左衛門	二郎左衛門
38	5	20	惣左衛門	宗左衛門
39	6	20	四郎左衛門	四郎左衛門
40	3	20	四郎兵衛	四郎兵衛
41	3	20	加兵衛	加兵衛
42	4	20	四郎右衛門	四郎右衛門
43	5	20	六右衛門	六右衛門
44	5	20	与右衛門	与右衛門

No.表		裏		役	
吉左衛門町(26)					
◇	1	3半	20	足代屋長右衛門	
◇	2	4	20	北相年寄家名代錢屋左兵衛	
◇	3	4半	20	つぼや彦兵衛	
◇	4	7	20	秋田屋五郎兵衛	2
◇	5	5	20	堀屋惣左衛門	○
◇	6	3	20	茶屋なへ	○
◇	7	2半	20	茶や市兵衛	○
◇	8	5	20	堺や吉左衛門	○
◇	9	6	20	くハな屋仁兵衛	
◇	10	3	20	なへや仁兵衛	
◇	11	3	20	井筒屋惣左衛門	
◇	12	4	20	井筒屋五郎兵衛	
◇	13	10	20	年寄堺や吉左衛門	

表		裏		役	
吉左衛門町(10)					
7半	20			足代屋長右衛門	2
7半	20			秋田市郎右衛門※	2
4	20			秋田屋五郎兵衛後家	
5	20			堀屋村久右衛門	
3	20			播屋吉左衛門	
7半	20			堺屋七左衛門	2
6	20			若江屋久右衛門	
3	20			伏見屋庄三郎	
3	20			住岩屋市右衛門後家	
4	20			わたや庄右衛門	
10	20			竹田出雲	2

表		裏		役	
吉左衛門町(6)					
7半				足代屋ぬい・よし※	2
11半				秋田屋五郎兵衛	3
15半				堀屋村久右衛門	4
4半				足代屋ぬい・よし※	2
4半				若江屋久右衛門※	
3				伏見屋庄三郎	
4				堀屋村久右衛門	3
10				竹田外記	2

45	7	20	勘介					
46	9半	20	新左衛門					
九郎右衛門町(21)								
47	8	20	助左衛門	助左衛門	1	4	10	塙屋五郎左衛門
48	13	20	新兵衛	新兵衛	2	4	30	年寄塙屋九郎右衛門
49	4	20	助兵衛	助兵衛	3	13	20	か才屋新兵衛
50	5	20	善左衛門	善左衛門	4	4	20	塙屋新右衛門
51	6	20	助右衛門	助右衛門	5	5	20	塙屋助右衛門
52	3	20	助右衛門	しほや助右衛門	6	6	20	しほ屋太郎兵衛
53	3	20	太郎兵衛	太郎兵衛	7	3	20	餅屋甚左衛門
54	2	20	庄兵衛	少兵衛	8	3	20	しほ屋太郎兵衛
55	3	20	次兵衛	次兵衛	9	2	20	播磨屋市兵衛
56	3	20	仁右衛門	仁右衛門	10	3	20	酒屋仁兵衛
57	7	20	左兵衛	左兵衛	11	10	20	塙屋助左衛門
58	4	20	次右衛門	次右衛門	12	4	20	能登屋孫兵衛
59	3	20	庄兵衛	少兵衛	13	3	20	平太半兵衛
60	2半	20	久右衛門	久右衛門	14	2半	20	平太次郎右衛門
61	2半	20	太郎右衛門	太郎右衛門	15	2半	20	難波屋甚兵衛
62	5半	20	二右衛門	二右衛門	16	5半	20	酒屋与右衛門
63	4	20	又左衛門	又左衛門	17	4	20	餅屋甚左衛門
64	4	20	善右衛門	善右衛門	18	4	20	しほ屋五郎兵衛
65	5	20	半三郎	しほや半三郎	19	5	20	難波や又右衛門
66	3間4尺	20	善右衛門	善右衛門	20	3間5尺	20	木津や八郎
67	5半	20	助太夫	助太夫	21	5半	20	しほ屋庄五郎
68	4半	20	源兵衛	源兵衛	22	9半	20	油屋与八郎
69	5	20	庄三郎	少三郎	23	4	20	平太次左衛門
70	4	20	甚兵衛	甚兵衛	24	4半	20	平太久右衛門
71	4半	20	弥左衛門	弥左衛門	25	4	20	木木や源右衛門
72	4	20	源右衛門	源右衛門	26	4半	20	米屋弥三兵衛
73	4半	20	惣兵衛	宗兵衛	27	4	20	塙屋助右衛門
74	4	20	弥兵衛	弥兵衛	28	5	20	米や弥三兵衛
75	4	20	久五郎	久五郎	29	4	20	紺屋吉兵衛
76	5	20	弥四郎	弥四郎	30	4	20	平太仁右衛門
77	4	20	又右衛門	又右衛門	31	4	20	平太又兵衛
78	4	20	長兵衛	長兵衛	32	4	20	平太吉左衛門
79	8	20	九郎右衛門	しほや九郎右衛門	33	4	20	平太九郎左衛門
80	9	20	あかしや九郎右衛門	九郎右衛門	34	9	20	めうか屋竹屋
81	5	20	二右衛門	二右衛門	35	5	20	平太藤右衛門
82	5	20	善太郎	善太郎	36	5	20	米や弥三兵衛

本津組(20)								
83	4	20	弥左衛門	弥左衛門	1	4	20	平太弥左衛門
84	4	20	彦兵衛	彦兵衛	2	4	20	平太又右衛門
85	3半	20	五兵衛	五兵衛	3	3半	20	平太五兵衛
86	3間1尺	20	与兵衛	与兵衛	4	3間1尺	20	平太与兵衛
87	3間1尺	20	五左衛門	五左衛門	5	7間1尺	20	平太善七
88	4	20	宗善	宗善	6	2	20	平太与左衛門
89	2	20	五郎右衛門	五郎右衛門	7	3間1尺	20	平太善次郎
90	3間1尺	20	茂介	茂介	8	3半	20	平太四郎兵衛
91	3半	20	太郎左衛門	太郎左衛門	9	7	20	米屋弥三兵衛
92	4半	20	善兵衛	善兵衛	10	8半	20	平太仁右衛門
93	30	15	九兵衛・二郎兵衛	与右衛門				
94	8	15	与右衛門	与右衛門				

14	7	20	善屋甚左衛門		
15	9半	20	久宝寺屋新左衛門		

3半	20	跟屋村久右衛門
13	20	久宝寺屋新左衛門

延宝の水帳なし

16半	久宝寺屋妙順	3
-----	--------	---

九郎右衛門町(3)

4	塙屋守左	
4	住吉屋大吉※	
17	末吉治兵衛	2
5	橋屋右衛門	
6	北村六右衛門	
3	細屋九兵衛	
3	山田屋四郎兵衛	
5	伊丹屋次郎左衛門	2
3	京屋市左衛門	
7	川崎屋清兵衛	
7	京屋五郎兵衛	2
2半	和泉屋太右衛門	
2半	奈良屋吉左衛門	
13半	備前屋平左衛門	3
5	木屋むめ※	
3間5尺	油屋与八郎	
9半	油屋次兵衛	
9半	油屋半兵衛	2
4	平野勝右衛門	
4半	瓦屋九兵衛	
4	木元屋源兵衛	
4半	佃屋五郎兵衛	
4	阿波屋弥兵衛	
5	塙屋又三郎	
4	河内屋善太郎	
4	難波屋善兵衛	
4	塙屋又兵衛	
4	和泉屋長太郎	
4	河内屋太兵衛	
9	池田屋三五郎※	2
5	淡路屋藤右衛門	
5	丸屋平吉※	

湊町(5)

4	和泉屋重兵衛	
4	木屋善兵衛	
6半1尺	堺屋万之助※	2
3間1尺	木津屋三郎兵衛	
4	淡路屋長太夫	
2	忠海屋佐兵衛	
3間1尺	和泉屋市右衛門	
3半	吹屋清右衛門※	
7	松葉屋自入	
4半	小嶋屋仁右衛門	
4	難波屋次郎兵衛	

湊町(59)

4	20	和泉屋十兵衛後家
4	20	木屋善兵衛
6半1尺	20	木津屋市兵衛
3間1尺	20	木津屋五左衛門
4	20	淡路屋長太夫後家
2	20	忠海屋佐兵衛
3間1尺	20	福嶋屋助右衛門
3間1尺	20	和泉屋四郎兵衛
7	20	米屋弥三兵衛
4半	20	小嶋屋仁右衛門
4	20	難波屋口兵衛

95	11	15	弥左衛門	弥左衛門
96	58	15	二郎兵衛・丸兵衛	
97	13半	15	九右衛門	九右衛門
98	8	15	六郎右衛門	六郎右衛門
99	5半*	15	茂介	茂介
100	6	15	四郎兵衛	四郎兵衛
101	15	15	甚介	甚介
102	16	15	茂介	茂介
103	45	15	九兵衛 六右衛門内	九兵衛分 六右衛門内
104	28	15	九右衛門	九右衛門
105	20	15	小左衛門	小左衛門
106	5	15	小左衛門	小左衛門
107	5	15	小左衛門内	小左衛門内
108	6	15	小左衛門内	小左衛門内

《北側》東から

191	44*	20	久清・喜右衛門・里斎	喜右衛門・かわらや久清
190	10	20	丸兵衛	丸兵衛
189	6	20	清二郎	清二郎
188	6	20	七右衛門	七右衛門
187	18	20	藤左衛門	きのくにや藤左衛門
186	11	20	九左衛門	九左衛門
185	6	20	九兵衛分	柳弥左衛門
184	6	20	内	九郎兵衛 主弥左衛門 丸兵衛
183	10	20	本ハ二郎兵衛・今ハ六兵衛	六兵衛
182	10	20	本ハ二郎兵衛・今ハ寛兵衛	寛兵衛

大和町(28)

1	6	20	吹田や久左衛門	
2	5	20	奈良や六兵衛	
3	7	20	天満や市左衛門	
4	6	20	奈良屋番右衛門	
5	8	20	古庄や葛右衛門	
6	5	20	龜や三郎右衛門	
7	5	20	上村や三右衛門	
8	7	20	奈良や理兵衛	
9	8	20	古座や葛右衛門	
10	4半	20	信濃や弥左衛門	
11	7	20	いたみや次郎兵衛	
12	5	20	高田屋次左衛門	
13	4半	20	すみや九郎右衛門	
14	5	20	濱野や方右衛門	
15	6	20	濱野や連臺	
16	6	20	佐渡や吉左衛門	
17	4半	20	山田や仁右衛門	
18	7	20	備後や三右衛門	
19	9半	20	河内や八右衛門	

宗右衛門町(23)

1	15	20	安井九兵衛	
2	41半	20	安井九兵衛	4
3	20	20	安井道下	
4	10	20	若国や治左衛門	
5	10	20	かりかねや八郎兵衛	
6	10	20	とんたや一郎右衛門	
7	6	20	かりかねや八郎兵衛	
8	4	20	唐辺屋四兵衛	
9	10	20	会所代 町代五郎右衛門	
10	10半	20	こんたや次郎右衛門	
11	10半	20	掃屋屋久左衛門	
12	9半	20	うほや吉右衛門	

種屋敷(27)

1	10		安井九兵衛	
2	10		本庄屋仁右衛門	
3	10		本庄屋仁右衛門	
4	10		本庄屋仁右衛門	
5	13		本庄屋仁右衛門	
6	8		炭屋番兵衛	

10	—	丸金屋仁兵衛	
21半	—	本庄屋仁右衛門後家	2
21半	—	石屋庄兵衛	2
8	—	讃岐屋孫左衛門	

10		平野屋三右衛門	
21半		本庄屋ちう	2
13半		石屋けん	
8		石屋つま	
8		若狭屋三郎右衛門	

宗右衛門町(12)
→大和町

41半	20	安井九兵衛	4
20		安井九兵衛	
10		若国屋治左衛門	
10		河内屋次郎右衛門	
10		清屋市郎兵衛	
6		大和屋治兵衛	
4		岸新屋太郎吉	
5		八幡屋弥市右衛門	
5		掃屋庄次郎	
10半		掃屋砂専	
10半		難波屋善兵衛	2
9半		魚屋七右衛門	

宗右衛門町(1)

41半		安井九兵衛	4
20		安井九兵衛	
10		若国屋治左衛門	
10		平野屋庄右衛門	
10		四糸屋善右衛門	
10		大和屋治兵衛	2
5		大和屋治兵衛	
15半		埴屋庄次郎	
10半		難波屋善兵衛	
9半		河内屋七右衛門	

151	15	20	二部兵衛・九兵衛	二部兵衛・九兵衛					
150	3間1尺	20	次右衛門	次右衛門					
149	3間1尺	20	新右衛門	新右衛門					
148	5	20	道意	久左衛門道い					
147	5	20	与兵衛	与兵衛					
146	5	20	久太夫	久太夫					
145	10	20	久左衛門	久左衛門					
144	8	20	四郎兵衛	四郎兵衛					
143	4	20	立車	然了					
142	4	20	九郎兵衛	かまたや孫兵衛					
140	6	20	惣左衛門	宗左衛門					
139	6	20	庄兵衛	庄兵衛					
138	4	20	小右衛門	小右衛門					
137	4	20	宗仁	宗仁					
136	7	20	仁右衛門	浄入					
135	8	20	常入	浄入					
134	4	20	弥左衛門	弥左衛門					
133	4	20	孫左衛門	孫左衛門					
132	4	20	喜左衛門	喜左衛門					
131	6	20	平太夫	平太夫					
130	9	20	六郎右衛門	六郎右衛門					
129	19	20	宗圓	なへや宗圓					
128	9	20	与右衛門	与右衛門					
127	4	20	又右衛門	又右衛門					
126	6	20	次右衛門	次右衛門					
125	5	20	八郎右衛門	八郎右衛門					

久左衛門町(24)

1	15	26	年寄播磨屋久左衛門						
2	3間1尺	26	靉屋吉右衛門						
3	3間1尺	26	木津屋与左衛門						
4	5	20	こんたや九左衛門						
5	5	20	さいの国や次郎左衛門						
6	5	20	平太長兵衛						
7	10	20	播磨屋久左衛門						
8	6	20	住吉や市右衛門						
9	6	20	難波屋与兵衛						
10	4	20	平太作右衛門						
11	4	20	平太弥右衛門						
12	12	20	役者主馬介						2
13	4	20	船頭久左衛門						
14	6	20	船頭健右衛門						
15	5	20	鑰屋長右衛門						
16	8	20	農人次右衛門						
17	5	20	たうふや長右衛門						
18	8	20	材木や吉左衛門						2
19	5	20	油屋九郎右衛門						
20	9	20	広嶋や市右衛門						
21	19	20	鍋屋吉右衛門						
22	5	20	三輪屋九左衛門						
23	4	20	木津や助左衛門						
24	4	20	木津や作兵衛						
25	3	20	平太作左衛門						
26	3	20	木津や兵衛						
27	5	20	かばや三郎右衛門						

(北船裏町)

28	7	20	安井九兵衛						
29	10	42	安井九兵衛						
30	12	43	安井九兵衛						

久左衛門町(2)

15	26	播磨屋貞順							
8間2尺	26	靉屋九十郎							2
3	20	河内屋八右衛門							
5	20	靉屋吉右衛門							
2半	20	播磨屋吉左衛門							
2半	20	播磨屋市兵衛							
5	20	住吉屋吉左衛門							
5	20	播磨屋貞順							
6	20	住吉屋三郎※							
6	20	鴻池屋与三兵衛							
9半	20	鴻池屋安右衛門							2
10半	20	鴻池屋新三郎							2
4	20	河内屋市郎右衛門							
16半	20	伊勢屋九兵衛							4
2半	20	塚口屋五兵衛							
5	20	紀伊国屋惣兵衛							
8	20	天王寺屋惣左衛門							2
5	20	和泉屋基右衛門							
5	20	坪屋長左衛門							
4	20	広嶋屋市右衛門							
15	20	淡路屋千之助							
9	20	淡路屋千之助							
4	20	木津屋助左衛門							
4	20	靉屋五郎兵衛							
6	20	靉屋吉右衛門							2
5	20	は八屋三郎右衛門後家							
7	20	富田屋源兵衛							
7	8間1尺	靉屋三左衛門							
3	8間2尺	山伏仙九							
3	8間2尺	美濃屋松右衛門							
5	8半	丸屋八右衛門							
3	8間4尺	山伏安養陸							
5	9	備前屋久兵衛							
4	9間2尺	靉屋久太郎							
5	9間3尺	坪屋六右衛門							
3	9半1尺	金屋市左衛門							
3半	9半1尺	ふき屋清兵衛							
8	10	ふき屋清兵衛							
6	10間2尺	丸屋八右衛門							
10	10半	靉屋市左衛門							
10	10半2尺	河内屋権右衛門							
9	11間1尺	住吉屋市郎右衛門							

久左衛門町(11)

15	26	播磨屋久左衛門							
8間2尺	26	靉屋九郎兵衛							2
3	20	河内屋八右衛門							
5	20	紀伊国屋武兵衛							
2半	20	播磨屋治兵衛							
7半	20	住吉屋吉松※							2
11	20	鴻池屋安右衛門							2
6	20	鴻池屋与兵衛							
9半	20	鴻池屋安右衛門							2
10半	20	鴻池屋与作※							2
4	20	油屋きわ							
16半	20	伊勢屋治右衛門							4
2半	20	塚口屋五兵衛							
5	20	難波屋吉兵衛							
8	20	天王寺屋惣左衛門							2
5	20	和泉屋基右衛門							
5	20	坪屋長左衛門							
4	20	広嶋屋いわ							
15	20	伊丹屋孫兵衛							
9	20	伊丹屋孫兵衛							
4	20	住吉屋権三郎							
4	20	靉屋妙蓮							
3	20	靉屋小ひん							
7	20	靉屋八兵衛							
7	20	靉野屋三左衛門							
3	20	河内屋彦左衛門							
3	20	靉屋四郎兵衛							
5	20	水口屋三左衛門							
3	20	伊勢屋庄左衛門							
5	20	鴻池屋与作※							
4	20	靉屋権五衛門							
5	20	伊勢屋徳右衛門							
3	20	金屋市左衛門							
3半	20	金屋半右衛門							
8	20	海老屋清兵衛							
6	20	鴻池屋与作※							
10	20	木屋盛右衛門							
10	20	大和盛吉兵衛							
9	20	平野盛兵衛							

⇒ 堀(西構堀)
⇒ 難波孫兵衛町

124	10	20	九兵衛	九兵衛					
123	10	20	九兵衛	九兵衛					
122	6	20	吉兵衛	吉兵衛					
121	20	20	忠兵衛	忠兵衛					

120	15	20	総左衛門	ちちにほ宗左衛門
119	9半	20	久七	久七かつや
118	5	20	はんや	わはや徳右衛門
117	5	20	源右衛門	次右衛門
116	6	20	吉内	吉内
115	5	20	勘七・久兵衛	勘七・久兵衛
114	10	20	勘七・久兵衛	勘七・久兵衛
113	10	20	九兵衛	ひたか九兵衛
112	20	20	二郎兵衛	ひらの二郎兵衛・九兵衛
111	10	20	善兵衛	善兵衛
110	10	20	津国屋	つのくにや
109	140	20	九兵衛・二郎兵衛	

◇ (宗右衛門町横堀より式丁西) (23)

28	15	20	平太作右衛門	
29	6	20	平太庄兵衛	
30	5	20	阿波屋太郎右衛門	
31	5	20	わんや源左衛門	
32	55	20	権屋六左衛門	4
33	7半	20	淡路屋本兵衛	
34	7半	20	淡路屋源十郎	
35	10	20	安井九兵衛	

(平野徳寿町) (60)

一	10	(20)	平野屋七郎兵衛	
一	10	(20)	平野屋茂兵衛	
一	11	(20)	平野次郎兵衛	
一	17半	(20)	平野徳寿	2

新戒町 (25)

15	10半		川崎屋治左衛門	
14	10半		久宝寺や庄三郎	
13	10半		伊勢村や新右衛門	
12	11	20	渡屋右衛門太郎	
3			(通)	
11	11間1尺5寸	20	新屋九兵衛	
10	9	20	新屋九兵衛	
8			(御公儀様補屋敷)	
9	7	20	多なみや甚左衛門	
8	6半	20	いつみや右衛門助	
7	6半	20	いつみや長助	
6	4	20	いつみや次郎右衛門	
5	10半	20	安井九兵衛	
4	40	20	安井九兵衛	
3	10	20	尾崎や弥兵衛	
2	12	20	今宮屋吉右衛門	
1	12	20	安井九兵衛	

- ・欄外の()内の番号は「遠藤・安井氏所蔵安井家文書」の文書番号。
- ・No.は帳面の記載順。
- ・*の元和のNo.1は元和9の表間口13間、No.26は12間、No.99は5間、No.191は40間。
- ・元和9の色の付いた欄は、「明屋敷」と表記されているもの。
- ・明屋の太線は道を示す。
- ・明屋の○印は「北南道頓堀水帳」で年貢地として○印が付されている屋敷。
- ・役数のうち、無記入は「軒役」。
- ・※は代判あり。
- ・#は「松平淡路守殿家来稲田彦兵衛屋敷名代」。

An Analysis of Seventeenth-Century Dotonbori's Development Utilizing Recently Discovered Documents

YAGI Shigeru

The Dotonbori Canal, which was located on early modern Osaka's southern edge, was completed in 1615. Soon thereafter, buildings were constructed on both sides of the canal. A collection of early Edo-era landholding records, including land registers, were recently discovered at the home of one of the descendants of the Yasui House, one of the families that was deeply involved in Dotonbori's development. Utilizing these records, this article reexamines the process whereby Dotonbori and the surrounding area was developed. Initially, a 3,400-meter area on the northern and southern sides of the canal was developed. However, vacant lots appeared in large numbers on the neighborhood's eastern and western edges, and these lots were reclassified as taxable land (*nenguchi*). The redevelopment of this taxable land began around 1640. The Yasui House, the Hirano House, and influential residents of Koze and Kami-namba Villages were involved in the redevelopment effort. By the 1650s, the development of every part of Dotonbori, excluding the southern side of the neighborhood's western part, had been completed. In addition, by the time that land registers were composed in 1679, a redrawing of the boundaries between Dotonbori's rear *cho* and individual *cho* in the Shimanouchi neighborhood had been carried out and the boundary lines of the eight *cho* on both sides of the Dotonbori Canal (*kawa-haccho*) over which the Yasui Family exerted special authority had been formally established. The various *cho* in Dotonbori and the surrounding area traced their own unique course of development.

